

香美市本庁舎南駐車場各種イベント等使用要綱

令和8年5月29日

告示第144号

(目的)

第1条 この告示は、香美市行政財産使用料条例（平成18年香美市条例第73号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる本庁舎南駐車場を各種イベント等の会場として使用する場合における必要な事項を定めることにより、その適正かつ円滑な利用の確保を図ることを目的とする。

(使用日時)

第2条 本庁舎南駐車場を各種イベント等の会場として使用できる日は、原則として香美市の休日を定める条例（平成18年香美市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日とし、使用時間は午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(許可申請)

第3条 本庁舎南駐車場を各種イベント等の会場として使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ本庁舎南駐車場各種イベント等使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は第10条の規定による変更の申請を適当と認め使用又は変更を許可したときは、本庁舎南駐車場各種イベント等使用許可書（様式第2号）により通知し、使用又は変更を許可しないときは、本庁舎南駐車場各種イベント等使用不許可決定書（様式第3号）により通知するものとする。

(許可基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に使用の許可を与えるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共的団体
- (2) 香美市内を拠点として活動する個人又は会社その他団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(使用の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (3) 建物又はその附属物を損傷し、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 火災予防上危険があると認められるとき。
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を助長するものと認められるとき。
- (6) 本庁舎南駐車場の管理上支障があると認められるとき。
- (7) その他使用させることが不相当と認められるとき。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、条例第3条に規定する使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第4条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、本庁舎南駐車場各種イベント等使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、減免を決定したときは、本庁舎南駐車場各種イベント等使用料減免決定通知書（様式第5号）により通知するものとし、減免を却下したときは、本庁舎南駐車場各種イベント等使用料減免却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の変更及び中止の届出）

第10条 使用者は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合又は使用を中止する場合は、速やかに本庁舎南駐車場各種イベント等使用変更・中止申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（使用に関する留意事項）

第11条 使用者は、本庁舎南駐車場を使用するに当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の使用者の利用を妨げないようにすること。
- (2) 本庁舎南駐車場周辺の環境に配慮し、騒音又はごみ等により周囲に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 本庁舎南駐車場で事故が発生しないよう、安全の確認を行うこと。

（使用許可の変更等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可事項の変更、許可の取消し、又は使用の中止若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 使用者が、許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用者が、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 使用料を納付しないとき。
- (5) 本庁舎南駐車場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (6) 市が行う事務事業又は市が主催若しくは共催する催しが実施されるとき。
- (7) 災害対策、避難場所としての使用その他緊急対応のため使用するとき。
- (8) 当日の天候その他やむを得ない事情により使用が困難であると認めるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 使用者は、前項に基づき許可事項の変更、許可の取消し、又は使用の中止若しくは退場を命ぜられたことにより生じた損害について、市に責めを負わせることはできない。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、使用を終えたとき、又は前条の規定により許可の取消し、使用の中止若しくは退場を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第14条 使用者は、建物又はその附属設備を破損し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えた場合は、直ちにその旨を届け出るとともに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認める場合は、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、本庁舎南駐車場を各種イベント等の会場として使用するに当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。